

第10期佐倉市高齢者福祉・介護計画（骨子案）

資料3-1

令和8年度 第2回
佐倉市高齢者福祉・介護
計画推進懇話会
(令和8年8月21日)

第Ⅰ部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

厚生労働大臣が定める「基本指針」を踏まえ、令和22年(2040年)を見据えながら、中長期的な介護保険のサービス給付や保険料水準の推計、「地域包括ケアシステム」の構築の推進、深化を図るとともに「地域共生社会」を目指します。

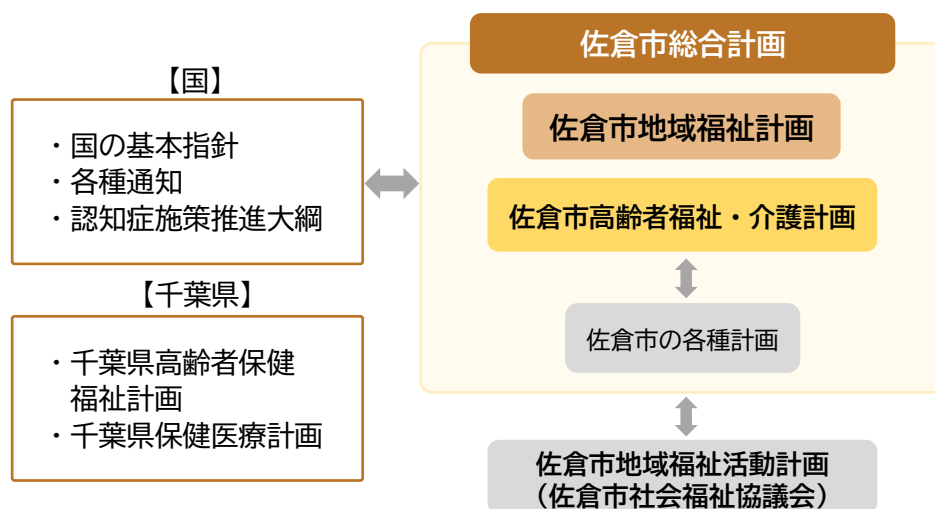
2 「基本指針」の改正内容

- 1 計画策定の背景と地域共生社会の深化
- 2 全世代対応型社会保障制度への対応
- 3 第10期計画における重点的な取り組み
- 4 2040年を見据えた地域づくり

3 計画の位置付け

佐倉市の高齢者福祉及び介護保険事業運営にかかる基本理念・基本目標を定め、さらに、認知症基本法に基づく認知症施策推進計画を本計画と一体のものとして策定します。

また、福祉の基盤計画である佐倉市地域福祉計画の基本理念に基づき策定する行政計画です。



4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和9年度(2027年度)から令和11年度(2029年度)までの3年間です。

5 計画の策定過程

- 1 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会
- 2 市民等への実態・意向調査
- 3 庁内担当職員間の協議検討
- 4 パブリックコメントの実施

6 計画の推進体制

- 1 情報提供と相談窓口の充実
- 2 連携体制の強化
- 3 進捗状況の把握・評価
- 4 計画の見直し

第2章 佐倉市の高齢者を取り巻く現状

以下、4項目を掲載予定です。

- 佐倉市の高齢者の状況
- 介護保険サービスの現状
- アンケート調査結果からみた現状
- 第9期計画の評価及び課題

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

高齢者福祉分野では、全ての高齢者が、住み慣れた地域の中でいきいきと自分らしく暮らせる社会を目指すとしており、第1期計画から掲げてきた基本理念と合致することから、第10期計画においても継承するものとします。

・**基本理念** みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉

安心して暮らせる住環境を拠点に、生きがい、介護予防、生活支援、医療、介護の分野を包括的に支援する「地域包括ケアシステム」の推進が第10期計画期間においても課題となっていることから、引き続き第9期計画の目標を継承し、一層の推進を図ります。

・**基本目標** 可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。

2 計画の体系

第9期計画の施策体系を見直して掲載予定です。

3 重点施策

第10期の体系より掲載予定です。

4 日常生活圏域

第9期計画に引き続き、第10期計画でも市内を5つの日常生活圏域に分け、介護施設等の配置や整備を行い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、ネットワークを形成します。

5 地域包括ケアシステム構築の推進、深化

各圏域において介護や介護予防、医療はもとより、住まい、生活支援、社会参加について包括的に確保されるよう、地域包括ケアシステム構築を推進、深化させていく必要があり、第10期計画期間においても引き続き取り組んでいきます。

第Ⅱ部 各論

第1章～第4章

計画の体系に基づき、施策を展開します。なお、認知症施策を佐倉市認知症施策推進計画として位置づけ、一体的に推進します。

- 1章 生きがい・介護予防
- 2章 安心な生活の確保
- 3章 認知施策推進計画
- 4章 介護

第Ⅲ部 介護保険サービス量と介護保険料

第1章 介護保険サービス見込量

以下、4項目を掲載予定です。

- 佐倉市の介護保険事業の特徴（令和8年度）
- 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計
- 介護保険サービス等の見込み
- 施設整備計画

第2章 介護保険事業費と介護保険料

1 介護サービス見込量及び介護保険料の算定手順

介護サービス見込量及び介護保険料の算定手順を掲載予定です。

2 介護保険の財源内訳

介護保険の財源内訳を算出予定です。

3 介護保険給付費見込額

介護保険給付費見込額を算出予定です。

4 保険料必要額の算定

保険料必要額の算定を掲載予定です。

5 第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者の介護保険料を算出予定です。

資料編